

# 公共建築物等における木材利用の促進の取組状況

## －技術基準等の整備・情報提供－

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び法に基づく基本方針では、
  - ・「国は自ら率先してその整備する公共建築物において木材利用に努める」
  - ・「公共建築物における木材利用の具体的な事例等の情報収集・分析・提供に努める」ことを規定。
- これらを受け、国土交通省では、公共建築物の木材利用を促進するよう、技術基準等を整備し、各省庁・地方公共団体に周知するとともにHPで公表。

### ■技術基準等

#### ※設計関係

##### ○ 木造計画・設計基準 【平成29年3月改定】

- ・木造の官庁施設の設計に関し、必要な技術的事項及び標準的手法を規定

##### ○ 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 【平成27年5月策定】

- ・調達や加工に関する木材の特徴を踏まえて、設計を合理的に進められるように留意すべき事項を取りまとめ

##### ○ 木造耐火建築物の整備指針 【平成25年3月策定】

- ・木造建築物を耐火構造として整備する場合の技術的事項を取りまとめ

#### ※工事関係

##### ○ 公共建築木造工事標準仕様書 【平成28年4月改定】

- ・木造建築物の工事にあたって確保、又は遵守すべき標準的な品質、性能、施工方法を規定

#### ※保全関係

##### ○ 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項 【平成29年7月策定】

- ・木造建築物の保全に配慮した整備のために留意すべき事項を取りまとめ

##### ○ 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き 【平成28年12月改定】

- ・木造庁舎に対応する場合の「建築物等の利用に関する説明書」の構成、留意事項、記載内容等の追加及び作成例を用意

#### ※木材利用の具体事例

##### ○ 公共建築物の木材利用の取組に関する事例集 【平成24年7月公表】

- ・木造建築物の整備にあたって直面する課題に対する解決手段等の事例を収集・整理

##### ○ 公共建築物の木材利用の導入ガイドライン 【平成25年6月公表】

- ・事務用途以外の公共建築物での木材利用に必要な事項をガイドラインとして取りまとめ

赤字は第1回WT以降に整備・改定した基準等